

令和 8 年 2 月 3 日

秋田県総務部総合防災課

令和 8 年 1 月 2 1 日からの大雪に係る災害救助法の適用について

令和 8 年 1 月 2 1 日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、4 市 2 町 1 村に災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
能代市 大館市 鹿角市 北秋田市 小坂町 上小阿仁村 藤里町	2 月 3 日	令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

(担当) 秋田県総務部 総合防災課

被災者支援チーム 伊藤、高橋、佐藤(佳)

TEL : 018(860)4504